

令和4年3月25日

厚生労働省

人材開発統括官 小林 洋司 殿

公益社団法人 日本看護協会
会 長 福 井 トシ子



令和5年度予算・政策に関する要望書

高齢化の進展や医療の高度化・複雑化、地域包括ケアシステムの推進により療養の場が医療機関から地域のあらゆる場所へと広がっていること等により、看護の現場ではこれまで以上に幅広い知識や高い判断能力が求められています。現場において看護師に求められる役割を発揮するためには、3年間の看護基礎教育では時間数が不足する現状があり、大学や修業年限を4年に延長して教育を行う養成所も増えています。このため、以下の事項につきまして、格別のご高配を賜りますよう、要望いたします。

重点要望事項

- 専門実践教育訓練給付金制度の対象として、4年間の教育を行う看護師養成所及び大学を追加

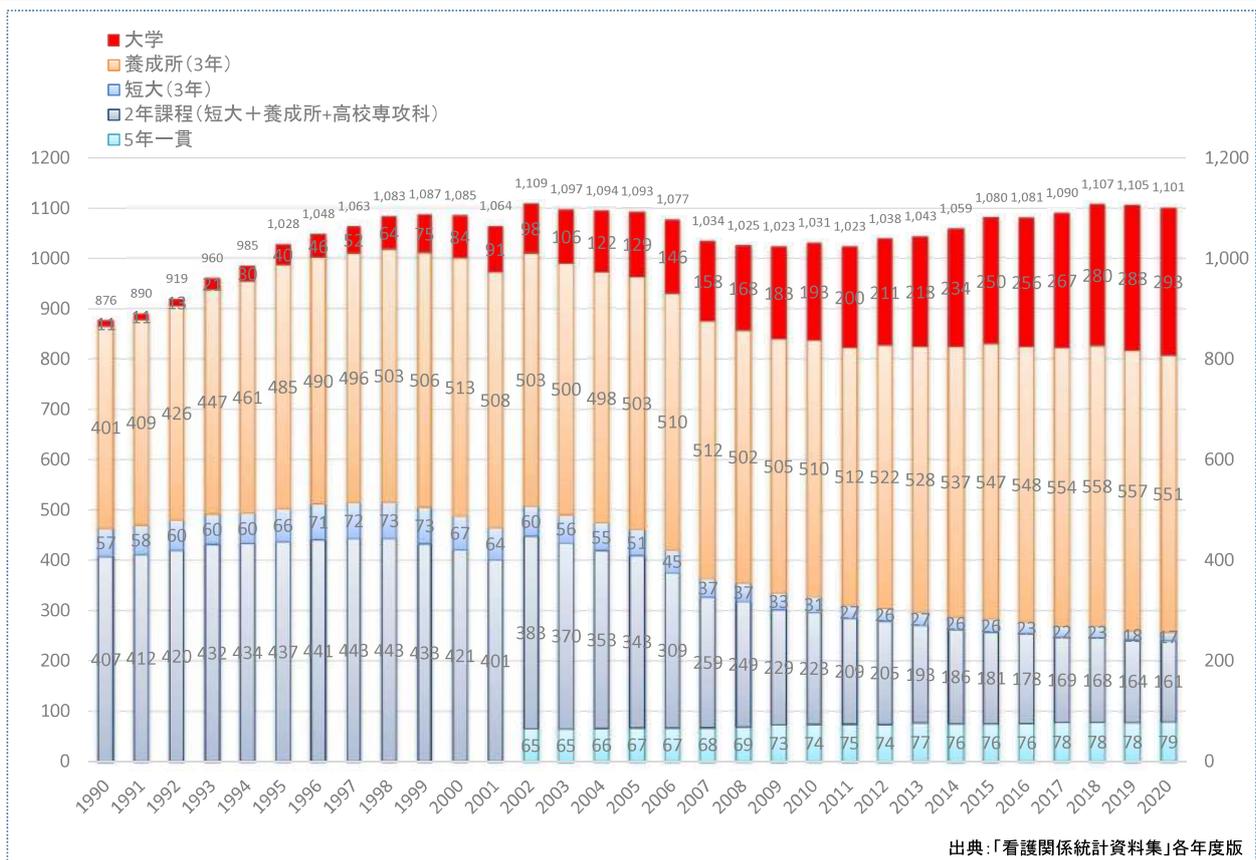
1. 専門実践教育訓練給付金制度の対象として、 4年間の教育を行う看護師養成所及び大学を追加

- 看護師に求められる資質が高まっていることを受けて増加している大学及び4年教育を行う看護師学校養成所についても、専門実践教育訓練給付金制度※の対象に追加されたい。

※現行制度では訓練期間が「1年から3年以内」のコースが対象

公益社団法人 日本看護協会

看護師学校養成所数の推移：大学の増加



出典：「看護関係統計資料集」各年度版

公益社団法人 日本看護協会